

	地方における規制改革
省 庁 名	厚生労働省
論 点	<p>23 指定訪問介護事業者の指定の申請書</p> <p>24 指定訪問看護事業者の指定の申請書</p> <p>25 指定通所介護事業者の指定の申請書</p> <p>26 指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定の申請書</p> <p>27 指定特定施設入所者生活介護事業者の指定の申請書</p> <p>全ての手続について「参考様式の周知」「帳票等の見直し」「帳票の書式等の統一の検討」を行うことができるのではないか。</p> <p>地方六団体からの意見にもあるように、現在の参考様式が普及しない要因を把握し、必要に応じ、参考様式の改善を行う必要があるのではないか。</p>
【回 答】	<p>国及び自治体が求める帳票等については「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年 12 月閣議決定)において「介護サービス事業所に対して国及び自治体が求める帳票等の実態把握と当面の見直しを来年度中に実施するとともに、その後、事業所が独自に作成する文書も含めた更なる見直しを進め、帳票等の文書量の半減に取り組む」こととされており、今後必要な見直しを検討する予定である。</p> <p>厚生労働省は都道府県等に対して参考様式を示しているところであるが、上記の実態把握等を踏まえ、今後必要な見直しを検討する予定である。</p>

(参考)

「書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担」としてご指摘いただいた事項

- ・行政ごとに「指定申請に係る必要書類」が異なり、新規指定前研修の受講が必要なケースもある。指定申請に係る必要書類や手続き方法を統一して欲しい。
- ・行政が定める様式が Word・Excel の形式が混在しており、作成がしにくい。特に、勤務形態一覧表が Word の場合、計算式を入れられない為、計算間違い等の発生リスクがある。すべての申請書類の様式を、Excel 形式に統一して欲しい。
- ・行政により、保有資格証や賃貸借契約書等に法人代表者の原本証明が必要なケースがあるが、そこまで求められると、事務負担が大きい。
- ・役員名簿に役員全員の押印が必要、さらに役員の経歴書が必要なケースがある。法人の規模にもよると思うが、役員全員の押印をもらうことは、事務負担が大きく、さらに役員の経歴書を必要なケースでは、さらに負担が大きい。
- ・指定申請に係る必要書類を提出する際、概ね正・副(控え)を一部ずつ用意すれば良いが、行政により三部 + 副(控え)を用意する、さらに一部ずつ紙ファイルに綴り、インデックスを貼付し提出を求めるケースもある。非常に事務負担が大きい。
- ・「指定申請に係る必要書類」の内容で、複数の書類にわたり同様の内容を何度も記載する必要がある。例えば Excel 形式とし、同様の項目の場合、値が自動貼り付けされるようにして欲しい。
- ・行政が定める様式に記載する際、図で○印をつける箇所が多くみられる(例えば体制状況等一覧表)が、○印を一つずつ図の貼り付けが必要であり、作成に手間と時間を要してしまう。また、印刷時に○印がズレてしまい、記載間違いのような状態となってしまうため、是非改善して欲しい。